

各 県 立 学 校 長 様

兵 庫 県 教 育 長

綱紀粛正及び服務規律の確保について (通知)

このことについて、教職員の服務に対する県民の関心も高い中、全体の奉仕者としての自覚に立って服務規律を遵守し、今一度、襟を正し職務に取り組むよう、所属教職員に十分ご指導願います。

また、所属長をはじめ管理監督職にある者は、自ら行動し、率先してその範を示すとともに、特に下記の点に留意し、職場の教職員との対話を積極的に進め、職場全体で取り組むようお願いいたします。

なお、指導すべき事項を教職員に徹底するにあたっては、別紙の教職員向け資料を活用し、必ず職員会議や校内研修会等の場で、直接指導されるようお願いいたします。

記

1 綱紀の粛正

- (1) 管理監督者は適切なリーダーシップを発揮し、県民の誤解や批判を受けることのないよう、高い倫理性を持って、信頼される学校づくりに取り組むこと。また、職務の遂行にあたっては、常に社会通念に照らし、県民の理解が得られるよう留意すること。
- (2) 不祥事防止のためには、管理監督者が自己の職務に精通し、教職員に対し、高い倫理性や道徳性を持って行動するよう、指導・監督を行うことが基本であり、その職責を怠ったことにより生じた管理・監督責任は厳しく問われることを十分に認識し、厳正な規律の保持に努めるよう徹底すること。
- (3) 職務上関連のある業者等との関係において、県民から批判や誤解を受けるような行為は決して行わないよう徹底すること。教科書や副教材等の選定にあたっては、県民に疑惑を抱かれないよう、業者からの問題集の提供等の便宜供与については、たとえ生徒や保護者の負担軽減につながる場合であっても、厳に慎むこと。
- (4) 法令違反や職務上の義務違反、本県教育を推進するにあたり県民の信頼を損なうおそれのある行為については、「兵庫県教育委員会職員公益通報制度」を活用する等、不正の未然防止に取り組むこと。
- (5) 学校来訪者による面接要求、情報開示要求等については、校長が第一義的な責任を負うことを認識し、適切に対応すること。

2 児童生徒の人権尊重

(1) いじめの防止

教職員一人一人が改めていじめの問題の重大性を認識し、生命や人権を守る教育指導の充実を図り、いじめを許さない学校づくりに努めること。

また、児童生徒と向き合う時間を確保し、いじめの兆候をいち早く把握するとともに、迅速に対応するよう周知徹底すること。

(2) 体罰の禁止

体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないものである。管理職自らが「体罰は絶対に許されない」という強い認識を持ち、学校現場に徹底し、体罰を許さず生命や人権を守る教育指導の充実を図るとともに、教職員研修資料「No!体罰」(改訂版)を活用した校内研修を実施し、体罰の禁止を徹底する。特に、教育的配慮を欠く体罰を行った場合は、厳しい処分となることを、周知徹底すること。

また、指導監督に欠けると判断される場合は、監督責任を厳しく問われることに留意すること。

(3) 部活動の適正化

ア 勝利至上主義に偏ったり、生徒の人格を無視した言動を行わないことは、もちろんのこと、観察や話し合いを通じて生徒理解に努めるとともに、個性を伸ばし、好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認させ、顧問としてあるべき姿を常に意識して指導にあたらせること。万一、部活動の指導において体罰を行い、処分を受けた場合は、当該部活動の指導は行わせないこと。

また、顧問や教職員が複数で部活動を見守り、仮に行き過ぎた指導を見聞きした時は、直ちに管理職に報告させるなど、指導を徹底し、学校全体で部活動の適正化に努めること。

イ 各学校の実情に応じて、平日の練習時間(下校時間)を定めるとともに、各部活動顧問に月間練習計画表を提出させ、効果的な練習が行われるようにすること。あわせて、部員の健康状態に配慮した練習内容の決定や顧問不在時における配慮など事故防止に万全を期すこと。

ウ 生徒のゆとりある生活の確保とスポーツ障害等の防止、教職員が生徒と向き合う時間を確保するため、平日週1回、土・日曜日2回以上の「ノー部活デー」を確実に実施すること。実施にあたっては、職員会議で共通理解を図った上で、校内掲示等による生徒への周知を図るとともに、学校だよりや保護者会等を活用し、保護者や地域住民にもその趣旨を説明すること。

エ 運動部活動については、研修資料「いきいき運動部活動」を活用した職員研修等を通して、自己の経験や慣例に頼らない科学的な知見に基づいた指導、生徒の自主性や個性を尊重した指導、対話を重視した指導が行われるようにすること。

また、予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全を確認し、安全に十分配慮した指導を行うこと。

オ 長期休業期間は、児童生徒のバランスのとれた生活や成長にとって、家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動等への参加のよい機会となることから、長期休業中における部活動の実施にあたっては、適切な配慮を行うこと。

3 児童生徒の命にかかわる事故の未然防止

(1) 児童生徒等の学校管理下における事故の未然防止のため、安全点検や危険箇所の改善措置の実施、児童生徒への安全教育、特に生命の尊重を基盤とした交通安全指導の強化や教職員の意識向上等、安全管理の徹底を図ること。

通学路については、警察、道路管理者等と一層連携、協働して安全点検や安全確保に努めること。

(2) 自然災害等の危険に際して、自らの命を守る力を育む防災教育の充実に努めること。

(3) 児童生徒の自殺予防については、自殺につながる危険性のあるサインを発する児童生徒に対して心のケアに一層努めるとともに、教職員一人一人が児童生徒の発達段階における心理的な特徴を十分に理解し、状況把握に努め、自殺を未然に食い止めるためのあらゆる手立てを講じ、必要に応じて保護者との面談等を行うなど、日頃から児童生徒の心情の変化を察知することに努めること。

(4) 児童生徒の健康管理については、日頃から体調の変化を察知することに努めるとともに、緊急時にそなえて、校内外の体制を整備しておくこと。

特に、アレルギー疾患を有する児童生徒に対しては、「アレルギー疾患対応委員会」等による個別支援プランの作成や校内研修など組織的な支援を行うこと。

4 セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止

(1) スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止

管理職自らがスクール・セクシュアル・ハラスメントに対する理解を深め、日常の教育活動を再点検し、研修等を通して教職員に十分に理解させるとともに、各校において相談窓口の設置等、未然防止や排除に努めること。

また、公私を問わず、特定の児童生徒と、他人の目につかない場所で二人きりになる、メール等で私的にやりとりをするなど、必要以上に密接に行動を共にすることは避け、児童生徒との適切な関係を保つよう指導すること。とりわけ、メール・SNS等による私的なやりとりが児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの発端となっている事例があることから、教職員と児童生徒との連絡のあり方については校内ルールの遵守を徹底すること。なお、児童生徒に対するわいせつ事案は、懲戒免職となる等、重い処分を科している。

(2) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

職員間の対話等に留意し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。

また、研修やセクシュアル・ハラスメント相談フロー図等を活用し未然防止に努めるとともに、教職員が安心して気軽に相談できる窓口を明確にし、その活用を促すと同時に、直接管理職に相談できる体制の整備充実を図り、こころ通いあう快適な職場環境づくりに努めること。

(3) わいせつ行為等の防止

一時の感情や衝動により、盗撮等の非違行為を行うことで、教職員全体の信用・信頼を大きく損ねるとともに、教職員個人も、懲戒免職等の厳しい処分による社会的制裁を受け、経済的基盤を失うなど大きな損失を招く。また、配偶者や子ども等家族にも大きな影響を及ぼし、家庭崩壊にも至りうることを認識させること。

5 情報の安全確保

(1) 児童生徒の家庭状況調査等、プライバシーに係る情報収集については、調査項目を十分精査し、必要最小限にとどめること。

(2) 個人情報や公文書の管理・取り扱いについては、紛失や流出がないよう万全を期すこと。答案用紙については、試験監督者、採点者、返却者、それぞれの保管方法について学校としての共通ルールを設けるなど、管理責任を明確にしておくこと。また、個人情報を取り扱う業務は原則校内で行うなど、情報の重要度に応じた管理を徹底すること。やむを得ず校外に持ち出す場合は、車上荒らし等による被害が後を絶たないことから、常に所持するよう、ルールの明確化と徹底を図ること。万一、個人情報の流出が発生した場合は、情報の内容によっては、処分等に加えて社会的にも大きな問題を発生させることを十分指導しておくこと。

(3) マイナンバーについては、関係法令に従い、適正に取り扱うよう情報管理の徹底を図ること。

6 交通法規の遵守と交通事故の防止

職場研修等により、交通法規に対する遵法精神を高め、事故防止を徹底すること。とりわけ、飲酒運転、無免許運転、無謀運転など悪質な交通違反については、当該教職員が厳しい処分の対象となるだけでなく、教職員全体に対する県民からの信頼を大きく損なう重大な結果につながる旨周知徹底すること。

また、運転免許証の有効期限を確認するよう、注意喚起を行うこと。

さらに、自転車利用者に対しては、自転車損害賠償保険等への加入を呼びかけること。

7 飲酒運転の根絶

(1) 飲酒したときは、たとえ微量であっても、また、たとえ休息をとった場合であっても、自動車等を絶対に運転しないことを、職場研修等の機会を通じて徹底すること。

(2) 飲酒運転については、運転者のみならず、飲酒運転と知りながら同乗した者、運転者が飲酒していることを知りながら飲酒運転を止めなかった者も厳しい処分の対象となる旨周知すること。

8 教職員の勤務時間の適正化

- (1) 「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づき、すべての学校が推進校として、引き続き、校務・業務の一層の効率化を図ること。また、週1回以上の「教職員定時退勤日」、週1回以上の「ノー会議デー」、平日週1日以上、休業日（土・日曜日等）月2回以上の「ノー部活デー」の完全実施の定着に向け、学校だより等により保護者や地域へ積極的に周知するとともに、管理職のリーダーシップのもと、学校全体の組織的な取組により教職員の意識改革を進めるとともに、さらに実効ある具体的方策を検討・実施することで、超過勤務の縮減を図ること。
- (2) 従事時間申告表を用いて教職員の勤務時間を的確に把握するとともに、勤務時間の割振変更や週休日の振替については、関係教職員に周知の上、適正に実施すること。

9 働きがいのある明るい職場づくり

- (1) 衛生委員会等の活用
校内の衛生委員会等の活性化を図り、各学校の状況に応じたメンタルヘルス・ケアや超過勤務の縮減等に努めるとともに、教職員間の円滑なコミュニケーションの増進を図り、明るい職場づくりに取り組むこと。
- (2) 教職員の健康管理
自ら率先して教職員のメンタルヘルス・ケアについての研修に努め、その重要性を十分理解し、超過勤務の縮減に向けた取組や年次休暇の計画的な取得を促進するなど、教職員の健康管理について適切に対応すること。
また、教職員の勤務時間を把握するとともに、月100時間を超える時間外勤務については、すみやかに健康管理医の面接による保健指導を行うなど適切な対応を図ること。
- (3) 受動喫煙の防止
「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、学校敷地内禁煙を徹底すること。
- (4) パワー・ハラスメントの防止
パワー・ハラスメントは、被害を受けた職員の人権を侵害し、健康面で問題を生じさせることがあること、また、職場環境の悪化、業務遂行への悪影響等も引き起こすことを認識し、職員間の対話や校務の進め方に留意し、パワー・ハラスメントの防止に努め、働きがいのある風通しの良い職場づくりを進めること。
また、職場全体でパワー・ハラスメントに対する理解を深めるとともに、教職員が気軽に相談できる窓口を明確にし、その活用を促すと同時に、直接管理職に相談できる体制の整備充実を図ること。
- (5) 男女共同参画及び次世代育成支援の促進
平成28年3月策定の「男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」を踏まえ、教職員一人一人が男女共同参画に向けた取組を進めるとともに、女性教職員がさらに活躍できるよう、その能力を十分に活かす機会をつくること。
また、妊娠中及び出産後における配慮、男性教職員の休暇の取得促進、育児休業等を取得しやすい環境の整備等、子どもを産み育てやすい勤務環境づくりに努めること。

10 研修の実施

- (1) 教育に携わるすべての教職員が、自己の資質向上に向け、研究と修養を行えるよう、研修の場や機会、研修に関する情報を提供するなど、教職員の自主的・主体的研修を推進すること。
- (2) 長期休業期間中における教職員の服務に対する県民の関心が高い中、研修の取り扱いも含め、県民の批判を受けることのないよう指導徹底すること。

11 経理事務の適正な処理

- (1) 物品調達手続きや予算執行を見直し、不適正な会計経理の防止に取り組むこと。
- (2) 予算執行においては、計画的な執行を徹底すること。やむを得ない事由が生じた場合は、予算流用手続きや繰越制度を活用すること。
- (3) 会計経理については、「適正な経理事務の執行について」（平成22年12月24日付教財第1502

号)及び「物品調達事務の取扱指針」(平成23年5月30日付教財第1128号)に基づき、適正な処理を徹底すること。

- (4) 保護者等から直接徴収するPTA会費、生徒会費、教材費、積立金、部活動費等の学校徴収金などの管理及び旅費事務等の全ての経理事務について、県民の批判を招くことのないよう、学校長等管理職による随時の点検、決算ごとの第三者による監査など、経理事務処理及びその職務遂行の状況を掌握できる指揮監督体制を確立するなどにより、適正な処理を徹底するとともに、不祥事の未然防止に努めること。また、学校外の関係団体等の経理事務を行う場合についても、適正な処理を徹底するとともに不祥事の未然防止に努めること。
- (5) 第3次行革プランを踏まえ、前例にとらわれることなく、事務執行方法や決裁手続などを含め、学校業務全体の仕事の進め方の見直し、事務的経費の節減など、平素から改善に取り組むこと。

12 省エネ及び経費節減

環境率先行動計画に基づき、積極的な省エネ・節電対策に取り組むとともに、事務処理や会議・出張等の簡素・効率化を一層推進し、経費節減の取組を積極的に進めること。特に、冬季休業中は、定時退勤の徹底を図ること。

13 その他

校内研修等の実施にあたっては、別添の通知及び資料を効果的に活用するなどして、実効あるものとなるようにすること。

参 考

〔通 知〕

兵庫県教育関係
通知集(H27)

1 綱紀の粛正

- ・ 服務規律の確保について（平成 27 年 12 月 15 日付教総第 1381 号・教教第 2411 号通知）
- ・ 教職員への服務規律研修の実施について（平成 28 年 4 月 6 日付教教第 1022 号）
- ・ 学校来訪者へ対応及び学校管理について（平成 17 年 9 月 27 日付教総第 1607 号通知）

2 児童生徒の人権尊重

- ・ いじめの問題に対する対応の徹底について（通知）（平成 24 年 7 月 27 日付教特第 1173 号・教高第 1669 号）
- ・ いじめ対策・自殺予防対策の推進について（通知）（平成 24 年 10 月 11 日付教高第 1998 号）
- ・ いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び生徒の自殺予防について（平成 27 年 8 月 10 日付教高第 1821 号通知）
- ・ いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）（平成 28 年 3 月 24 日付教義第 1956 号）
- ・ 人間的なふれあいに基づく生徒指導の推進について（平成 3 年 5 月 10 日付教義第 224 号・教高第 152 号通達）
- ・ 体罰禁止の徹底について（平成 7 年 8 月 7 日付教義第 675 号・教高第 615 号通知）
- ・ 体罰事案に係る今後の対応について（通知）（平成 25 年 5 月 1 日付教教第 1129 号）
- ・ 部活動における体罰禁止の徹底について（通知）（平成 25 年 1 月 11 日付教教第 2702 号・教体第 1802 号）
- ・ 中学校・高等学校における運動部活動の指導について（平成 28 年 3 月 25 日付教体第 1842 号）

P. 2274

P. 2110

P. 2131

P. 2135

P. 1761

3 児童生徒の命にかかわる事故の未然防止

- ・ 学校における転落事故等の防止について（依頼）（平成 22 年 6 月 22 日付教体第 1353 号・教学第 1151 号）
- ・ 学校の通学路の安全確保について（平成 24 年 5 月 7 日付教体第 1137 号）
- ・ 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル（平成 25 年 3 月兵庫県教育委員会）
- ・ 学校に設置している遊具の安全確保について（平成 25 年 3 月 14 日付教体第 1962 号）
- ・ 登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（平成 25 年 7 月 3 日付教体第 1311 号）
- ・ 児童生徒及び学生の自殺予防に向けて（通知）（平成 28 年 3 月 1 日付教義第 1882 号・教高第 2156 号）
- ・ 自殺防止対策基本法の一部を改正する法律の施行について（平成 28 年 5 月 27 日付教特第 1119 号・教高第 1291 号）

4 セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止

- ・ 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」について（平成 22 年 3 月 31 日付教教第 3383 号）
- ・ 綱紀粛正の徹底について（平成 26 年 11 月 11 日付教教第 2358 号-1）

P. 435

P. 444

5 情報の安全

- ・ OA 機器使用に伴う個人情報の取り扱いについて（平成 14 年 12 月 9 日付教企第 259 号通知）
- ・ 個人情報の適正な管理について（平成 24 年 1 月 10 日付教教第 2720 号-2・教企 1248 号-2）

P. 3144

6 交通法規の遵守と交通事故の防止

- ・ 教職員の交通事故の報告について（昭和 46 年 4 月 5 日付教教第 180 号）
- ・ 教職員の交通事故の報告について（昭和 46 年 11 月 5 日付教教第 572 号）

P. 458

P. 459

7 飲酒運転の根絶	
・飲酒運転の処分取扱基準について（平成 18 年 12 月 14 日付教総第 1520 号・教教第 2714 号）	P. 461
8 教職員の勤務時間の適正化	
・年次休暇の取得促進について（平成 17 年 4 月 25 日付教教第 1143 号通知）	—
・教職員の勤務時間の適正化に向けた「ノ一部活デー」の取り組みについて（平成 25 年 3 月 27 日付教高第 2743 号・教義第 1892 号・教特第 1551 号・教体第 1985 号）	—
・教職員の勤務時間の適正化について（通知）（平成 28 年 2 月 22 日付教教第 2790 号—2・教義第 1831 号—2・教体第 1756 号—2・教特第 1634 号—2）	—
9 働きがいのある明るい職場づくり	
・パワー・ハラスメントの防止に向けた取り組みについて（平成 21 年 4 月 10 日付教総第 1023 号・教教第 1036 号）	P. 425
10 経理事務の適正な処理	
・公務員倫理の確立及び経理事務の適正化について（平成 17 年 9 月 27 日付教総第 1339 号・教財第 1276 号通知）	P. 2805
・経理事務の適正化について（平成 17 年 11 月 25 日付教財第 1352 号通知）	P. 2808
・県費で負担すべき経費を P T A 等に転嫁することの禁止等について（平成 27 年 5 月 7 日付教財第 1068 号）	P. 2918
・学校徴収金事務取扱要綱の改正について（平成 28 年 3 月 18 日付教財第 1589 号）	—
11 その他	
・学習塾の教師等に公立学校教職員が従事しないことについて（昭和 52 年 3 月 22 日付教教第 812 号通知）	P. 491
・大学入学者選抜に係る進路指導事務の事故防止について（平成 19 年 11 月 6 日付教総第 1455 号・教高第 2216 号）	—
・生徒による問題行動等の県立学校から警察への相談・通報制度について（平成 28 年 1 月 21 日付教特第 1546 号・教高第 2432 号通知）	—
・高等学校の生徒による政治的活動等に対する指導について（平成 28 年 3 月 17 日付教特第 1679 号・教高第 2884 号通知）	—

〔資料〕すべて県教育委員会HPに掲載しています。

- ・第2期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画及び同実施計画）（平成26年3月兵庫県）
- ・平成28年度指導の重点（平成28年3月兵庫県教育委員会）

1 綱紀の肅正

- ・教育に携わるあなたのために（平成10年3月兵庫県教育委員会）
- ・子どもが心を開く教師の『まなざし』（平成12年12月22日兵庫県教育委員会）

2 児童生徒の人権尊重

- ・人権教育基本方針（平成10年3月9日兵庫県教育委員会）
- ・外国人児童生徒にかかわる教育指針（平成12年8月兵庫県教育委員会）
- ・児童虐待に対する学校対応について（平成17年3月兵庫県教育委員会）
- ・かけがえのないあなただから（平成19年3月兵庫県教育委員会）
- ・ネットいじめ・誹謗中傷の解消に向けて（平成20年3月インターネット社会におけるいじめの問題研究会）
- ・いじめ対応マニュアル（平成25年3月兵庫県教育委員会）
- ・No！体罰（改訂版）（平成25年7月兵庫県教育委員会）
- ・兵庫県いじめ防止基本方針（平成26年3月兵庫県）
- ・いきいき運動部活動（3訂版）（平成25年9月兵庫県教育委員会）

3 教職員の勤務時間の適正化

- ・学校業務改善実践事例集（平成22年3月兵庫県教育委員会）
- ・教職員の勤務時間適正化新対策プラン（平成25年2月兵庫県教職員の勤務時間適正化取組評価検討会）

4 セクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等の防止

- ・セクシュアル・ハラスメントのない学校に（改訂版）（平成24年7月兵庫県教育委員会）

5 働きがいのある明るい職場づくり

- ・管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック（平成21年8月教職員の元気な心づくり対策委員会）
- ・教職員メンタルヘルス通信（教職員メンタルヘルス相談センター）
- ・～男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン～
女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画（平成28年3月兵庫県教育委員会）

6 その他

- ・学校危機管理ガイドライン（平成14年3月兵庫県教育委員会）
- ・政治や選挙等に関する指導事例集「参画と協働が拓く 兵庫の未来」（平成28年3月17日兵庫県教育委員会）